

# アメリカ連邦最高裁の刑事手続条項に関する判決の 継続的考察

——統・『違憲審査基準』研究——

君 塚 正 臣

## はじめに

筆者は、日本国憲法の刑事手続条項の司法審査基準を模索すべく、刑事法学における憲法の持出し方を整理し<sup>1)</sup>、逆に、憲法学における刑事手続条項の学説を整理<sup>2)</sup>するなどのことを重ねてきたものである。

ところで、その日本国憲法の刑事手続条項がアメリカ合衆国憲法の修正箇条の多大な影響を受けて制定されたことは明らかであり、その判例は日本国憲法の解釈にも間接的な影響を与えるであろう。筆者は、その検討を進める論考を記したことがある<sup>3)</sup>のであるが、紙幅が限られ、また、公表時点から数多くの判例が蓄積されていることもあり、研究を進めるには、更なる検討が必要と感じるようになった。そこで、本稿で、そこで取り上げた判例を原則として除き、それ以外（原則として、それ以降）のアメリカ合衆国連邦最高裁判例を分析することとする。そして、日本への示唆、つまりは日本国憲法31条以下の解釈、特にその司法審査基準を導くヒントを得たいと思う。

## 1 逮捕・捜索・押収・取調手続

修正4条の下、罪を犯したに足る相当な理由（prebable cause）があれば、逮捕できる。無免許運転等で逮捕する際にコカインを発見した事案

では、コカイン所持の罪でも起訴できるとされた<sup>4)</sup>。被疑者と別の人が、誤って15発撃たれたとして提起した損害賠償責任訴訟において、連邦最高裁は、身体拘束のための実力行使が修正4条の下で合理的であると判断される場合であっても、無令状立入りと相当因果関係が認められる傷害について損害賠償責任が否定されるべきではないとした<sup>5)</sup>。

別の女性に近づいた女に、警察官が刃物を捨てるよう2度警告したが従わないので、発砲し、手錠を掛けて救急隊員を呼んで病院へ運んだ事案で、連邦最高裁は、他者に対する危害があると信ずる相当な理由があれば、警察官が実力行使を行うのはやむを得ないとして限定的免責を認め、修正4条違反か否かの判断をしなかった<sup>6)</sup>。猛スピードで逃走する自動車に警察官が発砲して運転者と同乗者が死亡し、遺族から損害賠償請求がなされた事案で、連邦最高裁は、警察官の行為は修正4条に反しないとされた<sup>7)</sup>。修正4条は不合理な発砲を禁止するもので、警察官をカージャックと勘違いしてガス銃を撃った者への警察官の発砲も許容され、また、相手が屈服せずとも発砲は「押収」に当たるとされた<sup>8)</sup>。

無令状逮捕に関して、軽き逃げ事件に関係する情報を得るためになされた自動車検問の際、酒臭を端緒に飲酒運転で逮捕しても、検問は合理的で、修正4条違反ではないとされた<sup>9)</sup>。自

自動車に乗っていた者が無免許運転で逮捕され、警察車両に身柄を拘束されている間に無令状でなされた捜索で自動車内から拳銃とコカインが発見された事案でも、捜索は修正4条違反とされた<sup>10)</sup>。飲酒運転の容疑で逮捕した運転者にBAC(血中アルコール濃度)を測定するため呼気検査と血液検査を受ける義務があると告知したが、被疑者が血液検査を拒否した事案で、連邦最高裁は、両検査は修正4条のいう「捜索」に当たり、プライバシーに与える影響が大きい血液検査まで運転者が当然に同意していたとは言えないとした<sup>11)</sup>。次に、飲酒運転の容疑で逮捕した運転者が意識不明となったので、これを警察官が病院に運んでBACを測定するために採血と血液検査を実施した事案について、連邦最高裁は修正4条違反とした<sup>12)</sup>。相対多数意見は、採血は同修正のいう「捜索」に当たり、「差し迫った証拠の破壊を防ぐため」でなければ原則として令状を要するところ、本件では被告に自己に有利な事情を証明する機会が与えられていないとして、下級審に差し戻した。なお、警察官がナンバープレートをチェックしてその所有者が運転免許停止中だと知り、運転者も同一だと推測して停車させたことが「合理的な嫌疑」(reasonable suspicion)に基づかないとして修正4条違反が争われた事案で、連邦最高裁は、それは単なる勘ではいけないが、「証拠の優越」(preponderance of evidence)や「相当な理由」よりも低い水準でよく、常識的な判断や推測を許すとして、違憲の主張を斥けた<sup>13)</sup>。

騒々しい音楽を流し違法な行為をしているとの通報を受けて空き家である筈の住宅に突入した警察官がそこにいた21名を不法侵入で逮捕した事案で、連邦最高裁は、逮捕における「相当な理由」とは事案毎の全体的な事実関係に依存するものであって、また、高いハードルでもないとして、逮捕を違法とした連邦下級審の判断を覆した<sup>14)</sup>。関連して、拘禁中に警察官が被疑者を独房で取り押さえたところ死亡した事案で、違憲に過度の力を行使したのかどうか判断

すべく差し戻した例<sup>15)</sup>がある。

捜索に関して、法執行の必要が緊急状況によってやむにやまれぬときには無令状での家屋立入りが例外的に認められており、警察官がマリファナの臭いの認知からドアを蹴って立ち入って発見した薬物等は証拠排除の対象にならないとされた<sup>16)</sup>。但し、軽犯罪の場合、そのような立入りは修正4条下で適正ではないとされた<sup>17)</sup>。家屋捜索に同居人が同意した場合、捜索で得た証拠の排除は要求できない<sup>18)</sup>。その際、修正4条の究極の判断基準は合理性だと連邦最高裁は判示した。居住者の一人が承諾を与えたが、別の居住者がその場で反対の意思を示したのになされた家屋の捜索は修正4条違反であるとされた<sup>19)</sup>。仮出獄中の者への嫌疑なき身体捜索で得た覚醒剤入りのビニール袋の証拠採用は修正4条に反しないとされた<sup>20)</sup>。警察官が家屋内で没収しないと約束して取り上げた銃について取戻しに応じないことは、修正4条に反するとされた<sup>21)</sup>。薬物捜査で、令状なく自動車にGPSを取り付け、多数の位置情報を得ることは修正4条に反し、その証拠能力は認められないとされた<sup>22)</sup>。常習性犯罪者の移動追跡を目的に同意なく身体にGPS端末を取り付けることは修正4条の「捜索」だとされた<sup>23)</sup>。

契約外の者が運転していたレンタカーの無令状捜索でトランクからヘロインなどが発見され、それを違法な捜索で得られた証拠だとして証拠排除が申し立てられるかが争われた事案で、連邦最高裁は、自動車を所有・占有する者は自動車に対しプライバシーの合理的な期待を有するのであり、契約書に名前がない者には修正4条の保護が及ばないという理解は狭過ぎ、他方、常にあるとなれば自動車窃盗の犯人にもプライバシーの合理的な期待が及ぶことになり過大であるところ、検察側のその主張は連邦最高裁で初めて主張されたものであるので、原審で検討すべく差し戻した<sup>24)</sup>。他方、連邦最高裁は、交通違反の後、猛スピードで家屋の圍繞地にまで逃走したバイクの無令状捜索は修正4条

の「搜索」に当たり、自動車例外には該当しないとして、州裁判所に差し戻した<sup>25)</sup>。他方、現行犯逮捕後、被疑者の口腔内から綿棒でDNA標本を採取し鑑定することは修正4条に反しないとされた<sup>26)</sup>。

強盗の被疑者から共犯者らの携帯電話番号の情報を得た捜査機関が、携帯電話会社から1万2898件の携帯電話の位置情報の提出を受け、それにより起訴された被告が、修正4条に反するとして位置情報の証拠排除を求めた事案で、連邦最高裁は、被疑者の移動全体についてはプライバシーの合理的期待が認められ、携帯電話の位置情報によって捕捉される移動記録の取得には相当の理由に基づいて発布される令状が必要だとして、連邦控訴裁に差し戻した<sup>27)</sup>。

警察職員の過失で、令状が出ているという記録が抹消されず、逮捕したところ、薬物と拳銃を発見した事例で、手続に修正4条違反はあるが、意図的なものではなく、証拠排除は必要ないとされた<sup>28)</sup>。薬物対策課捜査官が家屋を監視し、そこから出てきた者を停止させ、身分証明証の提示を求めたところ、示された運転免許証からその者に交通違反で逮捕状が発付されていることが判明したので逮捕し、続いて身体を搜索したところ覚醒剤を使用する道具が発見したので薬物不法所持の罪で起訴した事案で、連邦最高裁は、1984年判決<sup>29)</sup>を踏まえ、証拠排除法則は、違法行為から派生的に獲得された証拠（毒樹の果実）についても排除するものであるが、抑止する利益がその実質的な社会的コストを上回るケースでのみ適用されるものであり、憲法違反の行為と証拠との関連性が密接でなかったり、介入事情によって遮断されていたりするときには証拠の採用が許容されるとして、捜査官の誤った停止措置は不注意によるものに過ぎず、修正4条の権利を意図的に侵害するものなどでもないなどとして、証拠採用を認めた<sup>30)</sup>。

## 2 訴訟手続

弁護に関して、当事者主義の色彩が強いアメ

リカの刑事手続において、弁護人の役割は大きく、弁護人、特に公選弁護人の質の問題は大きくなっている<sup>31)</sup>。選任しようとした弁護人が以前に州の弁護士行動準則違反行為をしていることを理由に連邦地裁が選任を認めなかったことは、修正6条違反とされた<sup>32)</sup>。第1級謀殺で起訴された被告が無罪だと争っているときに、弁護人が、罪責認定手続において有罪だと認めるしかない、冒頭陳述などで有罪答弁をしたところ、陪審が死刑の評決を下したので、被告は、弁護人によって連邦憲法上の権利を侵害されたとして事実審理のやり直しを求めた事案において、連邦最高裁は、有罪答弁をするか否かを決定できるのは被告であり、弁護人の有効な援助を求める修正6条の権利の侵害であるとした<sup>33)</sup>。また、このとき、この判断は、弁護人が弁護方針を説明しても被告が賛否を述べなかったので、弁護人が有罪答弁をしたことは修正6条に反しないとされた2004年の判例<sup>34)</sup>と矛盾しないとも判示した。検察官からの答弁取引の提案が弁護人から被告に伝えられないまま失効し、その後、より厳しい条件での答弁取引となったことは修正6条違反とされた<sup>35)</sup>。弁護人が証言申請した医師の、黒人は暴力的傾向が強いなどという証言を受けて死刑が言い渡され、ヘビアス・コーパスで修正6条違反が主張された事例で、連邦最高裁は、1984年のStrickland判決<sup>36)</sup>に基づき、適切な弁護活動がなされれば結論が異なっただであろう合理的蓋然性が必要なところ、医師の人種的偏向を知りながら証人申請するという不適切な弁護活動があり、また、陪審が人種を考慮して量刑を行うという点では「異常な状況」に変わりがないなどとして、訴えを斥けた連邦控訴裁判決を破棄し、差し戻した<sup>37)</sup>。

弁護人は、量刑手続について検察官により刑を加重する証拠として提出されることが予め解っている資料を入手し、精査する「合理的な努力」をせねばならないとして、死刑事件でヘビアス・コーパスを認める方向が示された<sup>38)</sup>。

死刑を宣告された者が、量刑審理に際し、弁護人が自己に有利な証拠の提出を怠ったのは修正6条の権利の侵害だとしてヘビアス・コーパスを請求した事案で、連邦最高裁は、弁護活動が客観的な合理性の基準を下回る不十分なものであったこと、仮に有効な弁護がなされていれば結果が異なっているであろうという合理的な蓋然性が存在することを証明せねばならないという Strickland 判決に照らして、弁護人は、被告の生い立ちや精神的な問題などの調査を怠っており、これを検討すべく差戻しとした<sup>39)</sup>。

被告が、訴追された犯罪に関し、上訴権を放棄する有罪答弁書に署名し、州裁判所に刑を宣告されたが、弁護人に控訴の意思を伝えたものの、弁護人がそれはできないと回答して期間内に控訴しなかった事案で、連邦最高裁は、本件での上訴権放棄はその射程に含まれる主張のみを排除するに過ぎず、それ以外の理由による上訴は被告人の権利であり、控訴しなかったことは弁護活動上の戦略的行動でもないなどとして、州裁判所の控訴棄却の判断を破棄し、差し戻した<sup>40)</sup>。

また、弁護人が、有罪答弁をした方が有利だ、それで退去させられることはないと被告に回答したが、実際には国外退去となった事案で、連邦最高裁は、弁護人の過誤がなければ有罪答弁をしなかったであろう合理的蓋然性が示されれば不利益を受けたことが証明されたと言えるとした<sup>41)</sup>。永住権を持った被告の事案でも同様であった<sup>42)</sup>。

犯罪の結果取得されたのと同価値の財産を凍結する裁判所命令のため、弁護人に報酬を支払えなくなったのは修正6条違反であるとの訴えに対し、連邦最高裁(相対多数意見)は、合法的で、犯罪に起因しない資産の事前審理前の差押えは同修正条項違反であるとし、本件のように高額で犯罪とは無関係な資産を凍結することは基本的権利の効力を弱める相当な危険性を有するとして、連邦控訴裁に差し戻した<sup>43)</sup>。

陪審に関して、陪審が終身刑を勧告したが、

裁判官が裁判所の保護観察部門から得た情報に基づいて死刑判決を下したことは、これらの情報が陪審に利用可能でなかったことなどを理由に修正14条違反とされた旧例<sup>44)</sup>がある。また、暴力犯罪で銃器を被害者に示した場合に刑が加重されるどころ、陪審は、被告は銃器を使用した被害者には示していないと評決したのだが、裁判官が被告は銃を示したと認定して刑を加重したことにつき、連邦最高裁は、修正6条の陪審裁判を受ける権利を侵害するとした<sup>45)</sup>。

検察側が死刑に抵抗のある候補者に専断的忌避を行うことは修正6条・修正14条に反しないとされた<sup>46)</sup>。被告の専断的忌避を誤って却下した事案で、それは独立した憲法上の権利ではなく<sup>47)</sup>、誤って却下されても憲法違反ではないとされた<sup>48)</sup>。専断的忌避については人種差別問題を避けて通れない、検察の専断的忌避が全て黒人排除に使われ、陪審が全員白人となった中で死刑が言い渡された事例では、差別的意図ありとされた<sup>49)</sup>。同様な事例で、ヘビアス・コーパスが申し立てられたものの州裁判所が救済を拒絶した事案で、連邦最高裁は、人種を理由に陪審候補者を排除することは候補者全体に対する修正14条違反であるとした1986年の Batson 判決<sup>50)</sup>に従い、本件でも意図的な忌避が立証できるとして、破棄差戻しとした<sup>51)</sup>。検察官が黒人陪審員候補者全員に対して専断的忌避を行ったことが人種を理由としてなされたとして出された死刑判決が5度州最高裁で破棄されたが、検察が6回の専断的忌避権行使のうち5回を黒人候補者にした6度目の審理の下での死刑判決を州最高裁が支持したため、連邦最高裁が上告を受理して再審理を求めたが、州最高裁が有罪判決を維持したため、連邦最高裁が改めてこれを破棄し、事件を州裁判所に差し戻した事例もある<sup>52)</sup>。ある陪審員が人種の偏見を述べていたことが後に明らかになったとして、被告が再審理を求めた事案で、連邦最高裁は、陪審員は評議後には主観的な思考過程や客観的事実を証言できるのであり、修正6条が保障する

陪審裁判を受ける権利の中心的前提である信頼が損なわれることを阻止できるとして、有罪判決を破棄し、州最高裁に差し戻した<sup>53</sup>。更に、州裁判所で死刑判決を受けた者が、陪審の中に黒人に偏見を抱いていた者があったとしてヘビアス・コーパスを請求したが斥けられた事案で、連邦最高裁は、当該陪審員の差別的発言をした旨の宣誓供述書も提出されているとして、請求を認めなかった原判決を破棄、差し戻した<sup>54</sup>。Batson 判決は陪審候補者1人に関して人種差別的意図があれば修正14条違反とするに十分だというものであり、差別的意図がないとした事実審は誤りだとした。

陪審は、州においては全員一致の評決でなくともよく、10対2や9対3の有罪判決も許容されてきた<sup>55</sup>のであるが、連邦最高裁は、これを許容するルイジアナ州法を、人種的マイノリティを差別するものであって、修正6条及び修正14条に違反すると断じた<sup>56</sup>。なお、その後、連邦最高裁は、同判決は連邦のヘビアス・コーパス手続には遡及しないことを確認した<sup>57</sup>。

証拠開示に関して、謀殺罪で死刑を宣告された者が検察側証人の証言の信用性を減殺する証拠を検察側が開示しなかった事案について、被告側に有利な証拠で罪責や量刑の判断に重要なものは開示しないのは修正14条違反であるとする1963年のBrady判決<sup>58</sup>に反するとする判決がある<sup>59</sup>。他方、共犯者の自白を中心的証拠として起訴され、殺人については争わず、拘禁刑を言い渡された受刑者が非常救済手続を求め、事実審の検察官のファイルから新たに発見された非開示証拠が自らに有利な証拠だと主張した事案では、連邦最高裁は、当該新証拠は同じくBrady判決が開示を義務付けた被告人有利の重要な証拠には当たらないとして、請求を斥けた<sup>60</sup>。

陪審の選任・宣誓がなされれば「二重の危険」というときの「危険」は発生するのであり、訴追側が審理手続に参加せず、証拠調べもされなかったときでも、検察による上訴はできないと

された<sup>61</sup>。DVの罪で起訴され、命じられた出頭をせずに保釈中逃亡の罪で起訴された者が量刑手続まで14カ月以上拘置所に収容されたのは迅速な裁判を受ける権利の侵害だとする訴えを、連邦最高裁は、その権利には有罪の判断以降の保護は含まれないとして斥けた<sup>62</sup>。

自己負罪免責特権に関して、修正6条の保護は、ミランダ警告前の凶器探索に同行を求められた期間にも及ぶとして、その期間中の遺族への謝罪文は証拠排除すべきだとされた<sup>63</sup>。他方、ミランダ告知と身体拘束の前になされた捜査官の質問への黙秘を有罪の一つの証拠とすることは、修正5条に反しないとされた<sup>64</sup>。州の少年法上の手続において、ミランダ告知なしに窃盗事件への関与を認めた事案で、供述や派生証拠の排除を認めなかった州裁判所の判決が破棄された<sup>65</sup>。

二重の危険に関して、裁判官が一旦必要的無罪認定の申立てを認容して被告に有利な決定を下した後に、検察官の主張によりそれを見直すことは修正5条の二重の危険禁止に抵触するとされた<sup>66</sup>。一審の無罪判決は現住建造物放火罪の解釈を誤ったためだとして検察が上訴した事案で、連邦最高裁は、たとえ著しく誤った根拠に基づく無罪放免でも、再審理は二重の危険禁止条項で禁じられると判示した<sup>67</sup>。一審で有罪、連邦控訴裁では原審での陪審への不適切な説示を理由に無罪を言い渡され、差戻審では、最初に無罪となった事実についての再審理は二重の危険の禁止に触れると主張した事案で、連邦最高裁は、前の判決によって解決されたと見るのが論理必然な争点を蒸し返すことはできないとした<sup>68</sup>。また、起訴された3つの関連する犯罪事実のうち、1つを他の2つと分離して審理することに同意した被告が、2つの事実で無罪判決を受けて、残る1つで審理を続けても、被告が裁判の分離に同意した以上、修正5条違反ではないとされた<sup>69</sup>。

プエルト・リコと合衆国で同一犯罪について連続して訴追することは、修正5条の二重の危

険禁止条項に違反するとされた<sup>70</sup>。しかし、インディアン部族裁判所に起訴された当該部族以外の者が、同一の事実で連邦裁判所に起訴されても二重の危険禁止条項には違反しないとされた<sup>71</sup>。銃所持行為で州で有罪となった後、更に連邦で同様の行為で訴追されることは、別の主権による別の犯罪についてのものであり、修正5条の二重の危険条項を侵さないとされた<sup>72</sup>。

事後法の禁止に関して、連邦量刑ガイドラインが2009年に引き上げられる前の犯罪で、犯行時規定されていない範囲の刑を宣告することは憲法の事後法の禁止に反するとされた<sup>73</sup>。

量刑に関して、児童ポルノ保持で38カ月の拘禁刑と10年の監督付釈放を宣告され、釈放中に児童ポルノ保持が発見され、釈放の取消し等を検察に求められた被告人が、監督付釈放中の一定の犯罪は5年以上終身の追加刑を言い渡される規定の下、5年の刑を言い渡されたことにつき、連邦最高裁(相対多数意見)は、陪審裁判抜きでの裁判官だけの審理でこの刑を言い渡すことは、被告人の権利の点からも、陪審構成員から裁判官の処罰を限界付ける憲法上の権限を奪う点からも修正5条・修正6条違反だと判示した<sup>74</sup>。釈放後の監視下での犯罪により、釈放期間を取り消して更に12カ月の刑を課すのは、量刑ガイドラインに従ったとしても、必要以上のものであって、修正8条違反であるとされた<sup>75</sup>。

反対尋問権の保障に関して、FBIの覆面捜査官が得た、労働組合委員長が共産黨員ではないという虚偽の内容の宣誓供述書が作成され、裁判官が法廷で報告書を作成することを求めた事案で、連邦最高裁が下級審の有罪判決を覆した旧い例がある<sup>76</sup>。被害者が死亡する前に警察官に語ったことについての警察官の証言で有罪とすることは、反対尋問権の侵害ではないとされた<sup>77</sup>。だが、差し押さえられた薬物にコカインが含まれていたとの証明書に対し、被告が分析官の証言を求めた事案で、修正6条から証拠は「証言的」(testimonial)であることが求められ、

反対尋問の機会がない以上、証明書には証拠能力がないとされた<sup>78</sup>。これに対し、警察外の研究所が採取した膣スワブ検体に含まれた精液のDNAから有罪判決を下すことは、修正6条の反対尋問権の侵害には当たらないとされた<sup>79</sup>。また、DVなどで起訴され、供述証拠が3歳児の法廷外「証言」しかない事案で、連邦最高裁は、会話の主たる目的が公法廷の証言の代用品を創出したのでない場合は修正6条違反ではないとした<sup>80</sup>。

なお、ある事件に地方検事として公判担当検察官の死刑求刑を承認した者が、当該事件のその後の州法上の救済手続に裁判官として参加したことは修正14条違反とされている<sup>81</sup>。

### 3 刑事実体法

死刑について、20歳で起こした強盗の際に店員を射殺したとして死刑判決を受けた被告が、知的障害であることを理由にこれを取り消すようテキサス州の人身保護請求を行った事案で、連邦最高裁は、本裁判所が不十分と指摘した分析を繰り返しているとして、死刑を維持した州最上級裁判所の判断を破棄差戻し<sup>82</sup>し、更に、知的障害はないとする差戻審判断についても、重ねて破棄差戻しとした<sup>83</sup>。だが、死刑宣告・収監後に脳卒中となり、死刑となった犯罪事実の記憶も失われたとして刑の執行停止を訴えた事案で、連邦最高裁は、1986年判決<sup>84</sup>と、連邦最高裁が受刑能力を再度審理するために連邦地裁に差し戻した2007年判決<sup>85</sup>を基準に、本人が謀殺罪で死刑となる経緯を理解していた<sup>86</sup>。対して、脳血管性認知症となり、犯罪事実の記憶も失われたとして死刑の執行停止を訴え、人身保護請求も拒けられた事案では、連邦最高裁は、死刑囚が刑を科される理由を理解できない場合には執行が修正8条違反となる余地があるとして、受刑能力を検討させるべく州裁判所に差し戻した<sup>87</sup>。なお、精神科医の鑑定人を国選で受ける権利が修正14条には保障されているとする1985年判決<sup>88</sup>に従えば、報告

書や追加の医療記録を法務戦略に展開することを助言する者がいないということは許されないとされた<sup>89)</sup>。他方、カンザス州では、心神喪失抗弁において、道徳的罪悪性の識別能力ではなく、故意の形成能力のみを基準としていたのであるが、連邦最高裁は、修正8条も修正14条も善悪を認識する被告の能力を責任無能力の抗弁として採用することを州に要求していないとして被告上訴を斥け、死刑を確定させた<sup>90)</sup>。この判決では、「狂気の弁護」はアメリカの法律世界で単一の基本的なものとしては根付いていないとも判示された。なお、2002年のAtkins判決<sup>91)</sup>以前に死刑判決を受けた者が知的障害に基づく証拠調べの機会を得るためには、自らが知的障害者であるとの「合理的疑い」を示さねばならないとされたが、当該事案で州が行ったIQテストなどは不合理だとされた例<sup>92)</sup>がある。

麻酔薬ミダゾラムを用いた執行方法が「残虐で以上な刑罰」かが争われた事案で、連邦最高裁は、死刑囚らは既知の利用可能な代替手段より害悪を生じさせることを何ら立証しておらず、ミダゾラムによって苦痛が除去されるとの連邦地裁の事実認定には「明白な誤り」はないとした<sup>93)</sup>。この事件で、連邦控訴裁は、「残虐で異常な刑罰」と認められるには、客観的に許容し難い危害のリスクと、直ちに実践可能な死刑執行の代替方法が存在し、それによれば重大な苦痛が生じる実質的なリスクが優位に減少すること、及び刑罰学的観点から見て、州が代替方法を採用しないことについて正当な理由がないことを認められないことを申立人が証明しなければならないとする、2008年のBaze判決相対多数意見<sup>94)</sup>や2015判決<sup>95)</sup>を引用するなどしたが、連邦最高裁は、その適用違憲の主張では証明不十分だとした。また、海綿状血管腫に罹患している自分にはベントパルビタール投与による死刑は「残虐で異常な刑罰」だとする訴えは斥けられた<sup>96)</sup>。また、連邦最高裁は、投薬手順表の変更は立法権を侵害するとの主張を斥け、連邦地裁の死刑の仮差止命令を取り消し<sup>97)</sup>、

2020年には連邦法域で17年ぶりに死刑が執行された。別の事案で、執行に際し、牧師の立ち合いを求める死刑囚の訴えは認められた<sup>98)</sup>。

関連して、強姦罪での死刑は違憲とする1932年の判決<sup>99)</sup>はあるが、これは軍事法廷には適用されず、死刑を含まない犯罪の時効を過ぎてなされた起訴は有効だとされた<sup>100)</sup>。

フロリダ州では、第1級謀殺の最も重い刑が終身刑ながら、陪審が勧告(recommendation)し、裁判官が加重理由と減軽理由を独自に考慮し、死刑を宣告できるとされるというものであったが、連邦最高裁は、死刑を科す必要な事実を陪審が認定しない州法の枠組みは2002年のRing判決<sup>101)</sup>の修正6条解釈に反するとして、州最高裁の死刑維持の判断を破棄し、差し戻した<sup>102)</sup>。1995年の強盗殺人事件につき、生育状況などの考慮が足りない死刑判決に対し、ヘビアス・コーパスが申し立てられた事案で、連邦最高裁は、Ring判決は遡及しないと判示した<sup>103)</sup>。他方、死刑事件で裁判所が陪審に対し減軽事情の存在は合理的な疑いを超えて証明される必要はない旨の説示を積極的に行わないことや、共犯者の量刑の併合審理を行ったことが修正8条に反するかが問われ、カンザス州最高裁が何れも憲法違反だとして死刑判決を破棄した事案で、連邦最高裁は、先例は、積極的説明や併合審理禁止を求めるものではなく、違憲とは言えないとしてこれを破棄し、差し戻した<sup>104)</sup>。

なお、殺人を伴わない犯罪を犯した少年に仮釈放の可能性のない終身刑を科すことは、「残虐で異常な刑罰」で修正8条違反とされた<sup>105)</sup>。だが、15歳時に祖父を殺した者に仮釈放の可能性のない終身刑を科すことは許容された<sup>106)</sup>。修正8条の過重な罰金の禁止は州にも及ぶとした例<sup>107)</sup>もある。関連して、大量の糞便などで覆われた独房に置かれることは「残虐で異常な刑罰」を禁じた修正8条違反であり、刑務官の免責を認めた連邦控訴裁の判断を破棄差し戻した例<sup>108)</sup>がある。

一審で有罪となり、訴訟費用や損害補填の支

払いを行った被告が、その判決が上訴審で取り消され、その払戻しを拒否された事案で、連邦最高裁は、州法の定める、請求者が無実であることを明白に確信させる証拠を明らかにする必要がある仕組みを修正14条のデュー・プロセス条項違反だとした<sup>109)</sup>。

ミネソタ州の散弾銃不法所持罪が武装常習犯罪者法における「暴力的重罪」(violent felony)に当たるかが争われた事案で、その中の「残余条項」による刑の加重は修正5条のデュー・プロセス条項に反する漠然性があるとされた<sup>110)</sup>。カリフォルニア州第1級不法侵入罪で2度の有罪判決を受けた者について、合衆国法典における「暴力犯罪」(crime of violence)に当たるとして強制送還手続が開始されたが、連邦最高裁は、この文言は容認できない予測不可能性と恣意的適用を引き起こすとして、修正5条の要求する刑罰法規の明確性の原則に反すると判示した<sup>111)</sup>。連邦量刑ガイドラインは、憲法のデュー・プロセス条項での漠然性審査の対象外だとする判例<sup>112)</sup>もある。他方、連邦最高裁は、1986年コンピューター犯罪取締法の処罰する「許可されたアクセスを超えて」の意味を狭め、許可を得てコンピューターにアクセスしてその特定領域にある情報を取得した場合に限定する解釈をして、有罪判決を破棄した<sup>113)</sup>。

刑事手続に関する者以外の憲法の修正条項が争点となった例もある。例えば、動物虐待の描写物の営利目的の製造・販売・所持を禁じる連邦法は過度に広汎であるなどの理由で文面違憲とされた<sup>114)</sup>。性犯罪者がインターネットにアクセスすることを制限する州法を修正1条違反とする判例<sup>115)</sup>がある一方、性犯罪者に居住地等における登録を義務付ける連邦法が修正1条には違反しないと判例<sup>116)</sup>もある。スタンガン所持を禁じた州法の規制を修正2条に反しないと判例<sup>117)</sup>もある。

#### 4 ヘビース・コーパス

州裁判所において死刑判決を受けた者が、連

邦ヘビース・コーパスの審理において、連邦控訴裁が、州最高裁が特に申立棄却の理由を語っていないときにはそこから上告棄却の裏付けとなる理由を探索すべきだと判示したのに対し、連邦最高裁は、1996年テロ防止および効果的死刑法(AEDPA)は、州裁判所の判断を連邦裁判所で覆すには、明らかに確立した連邦法に反するか、その不合理な適用を伴うものであるか、州裁判所の訴訟手続で提出された証拠に照らして、不合理な事実認定に基づいたものであることの証明を囚人に要求しており、最後の州裁判所の判断が理由を明らかにしていない場合には、州の下級審の理由を承認した(look through)ものだと解するのが原則だとして、破棄差戻しとした<sup>118)</sup>。

弁護人が犯行目撃証言の証拠能力を争わなかったことは被告の有効な弁護を受ける権利を侵害したとする連邦控訴裁の判決を、連邦最高裁が、ヘビース・コーパスにおいては、州裁判所が既に判断した場合、明確に確立された連邦法に反する、適用を誤っている、州の手続に提出された証拠に照らして不合理な事実認定に基づくものであるときを除き、その申立てを認めてはならない、という理由で破棄した例もある<sup>119)</sup>。

キューバのグァンタナモ基地で身柄拘束を受けていた者がヘビース・コーパスを申し立てたところ、係争中の2005年に、同基地での被拘束者の請求を排除する規定を含む「身体拘束者の取扱いに関する法律」が成立したが、連邦最高裁は、同法規定は既に係争中のヘビース・コーパスの請求事案には及ばないとした<sup>120)</sup>。また、アフガニスタンで同盟軍に拘束された、アメリカ国民を自称する者は、「軍事力の利用承認」により拘束はあり得るが、他方、修正5条により、自分が「敵の戦闘員」である根拠を知らされ、その根拠を争うために証拠を示す機会を与えられる権利を有しているとされている<sup>121)</sup>。

#### 5 総括

連邦最高裁が、ウォーレン・コートの下、プ

レナン・フォーと呼ばれたりリベラル派の裁判官優勢だった時代は今昔である。1986年にバーガー・コートとなって以降、長官は一貫して共和党大統領の任命した保守派が続いている。また、ニクソン以降、共和党の大統領の期間が長くなりがちであったことや、近年、連邦最高裁の裁判官の任命を承認する連邦議会上院が中西部・南部の小規模州を中心に共和党優位となることが多いことなどが重なって、2020年のギンズバーグ裁判官の逝去以来、保守派6・リベラル派3の構成になっている。しかし、以上見てきたように、憲法の刑事手続分野に関しては、急激な「保守化」は目立っていない。要は、この分野では憲法の修正条項は比較的厳格に解釈され、場合を分かつ判例も積み重ねられて、一定の違憲判決を下され続けていると言えよう。陪審の人種差別的な専断的忌避への厳しい姿勢、弁護人選任権における被告本人の意思の尊重、反対尋問権の厳密な解釈、死刑における厳密な手続と対象の制限などに、連邦最高裁の厳しい対応が続いているように感じられる。保守化した時期に、州でも陪審制は必ず全員一致であるべきところに回帰したことなども注目できよう。反面、この分野の多くの連邦最高裁判例は、明確に司法審査基準に言及してきたとも言えない。憲法学もそうであろう。しかし、以上の判例を概観して解することは、立法機関や、検察を含む行政・執行機関、それに、州裁判所や連邦下級審の判断があるとしても、連邦最高裁がそれを鵜呑みにすることなく、慎重な憲法判断を重ねてきたということではなかろうか。これを、他の憲法上の権利に関する議論として見るならば、厳格審査もしくは中間審査に匹敵する司法審査基準を適用していると思ふのではあるまいか。少なくとも、刑事手続一般に、合理性の基準の下、何らかの合理性さえあれば、法令や政府行為の合憲性を推定するアプローチは採られていないことは確認できるように思われる。但し、逮捕に関しては、捜査現場の必要性に理解を示し<sup>122)</sup>、現場警察官の即時的

な判断の尊重が見られる。これは、この場面だけ司法審査基準に類するものが異なるというよりは、緊急対応を尊重した結果のように思える。

このことは、連邦制と単一国家という違いは承知しつつも、多くのアメリカ合衆国憲法由来と言われる刑事手続条項を有する日本国憲法の解釈にも示唆を与えよう。日本では、法制審議会での厳密な議論、優秀な官僚、内閣法制局の厳しい審査などがあり、そうおかしな刑事法は制定されないとの観方もあるのかもしれないが、最高裁判所の法令違憲第一号が尊属殺重罰規定であったこと<sup>123)</sup>は忘れるべきではない。また、刑事法の最終的解釈権が司法権にあることに鑑みると、その裁量を自ら拡大する憲法解釈には賛同しかねるものがある。やはり、国が生命・身体を不名誉な形で剥奪する場面については、厳格度の高い司法審査基準と、詳細な各条の厳格な解釈、範疇化された定義的(限界画定) 衡量があつて然るべきである。司法審査基準については、「緩やかな厳格審査」<sup>124)</sup>のようなものの存在が証明できない限り、厳格審査であると考えるのが相当であろうと述べておきたい<sup>125)</sup>。これは、アメリカの連邦最高裁の、保守化したと言われる近年の判断を通観しても、この分野における憲法判断というものはそういうものであるべき、即ち、州権やポピュリズム的な多数決民主主義<sup>おほら</sup>に阿らず、自らが法解釈・刑罰権行使の専門家であることに驕らず、重要な人権を慎重に守るべきだという姿勢にこそ共感すべきなのではないかと思わせるからでもある。それを、固い罪刑法定主義や弾劾主義的解釈という刑事法学固有の問題として片付けず、憲法学としても、憲法31条以下の規定の意味するところ、その下位法令の拘束として再考したいものである。以上の点が、各種人権を通観しても言えるかを確認することが、筆者の課題であろう。

#### 注

- 1) 君塚正臣「刑事法学界における憲法の取扱い」

- 横浜国際社会科学研究 23 巻 4 号 1 頁 (2019).
- 2) 君塚正臣「憲法学界における刑事訴訟法の取扱い—或いは、憲法学説は時代や系列などから自由であり得たのかに関する歴史的手法による一考察」横浜国際社会科学研究 24 巻 2 号 1 頁 (2019).
  - 3) 君塚正臣「刑事手続—憲法学的検討の序として」山本龍彦=大林啓吾編『違憲審査基準—アメリカ憲法と判例の現在』227 頁 (弘文堂, 2018).
  - 4) *Virginia v. Moore*, 553 U.S. 164 (2008). 本件評釈には、壇上弘文「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』169 頁 (中央大学出版部, 2020) などがある.
  - 5) *County of Los Angeles v. Mendez*, 581 U.S. \_\_\_, 137 S.Ct. 1539 (2017). 本件評釈には、山田峻悠「米判批」比較法雑誌 53 巻 1 号 170 頁 (2019) などがある.
  - 6) *Kisela v. Hughes*, 584 U.S. \_\_\_, 138 S.Ct. 1148 (2018). 本件評釈には、山田峻悠「米判批」比較法雑誌 52 巻 3 号 259 頁 (2018) などがある.
  - 7) *Plumhoff v. Rickard*, 572 U.S. 765 (2014). 本件評釈には、田中優企「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』216 頁 (中央大学出版部, 2020) などがある.
  - 8) *Torres v. Madrid*, 592 U.S. \_\_\_, 141 S.Ct. 989 (2021).
  - 9) *Illinois v. Lidster*, 540 U.S. 419 (2004). 本件評釈には、洲見光男「米判批」明大法律論叢 77 巻 1 号 187 頁 (2004), 篠原亘「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』145 頁 (中央大学出版部, 2020) などがある.
  - 10) *Arizona v. Gant*, 556 U.S. 332 (2009). 本件評釈には、洲見光男「米判批」アメリカ法 [2010] 247 頁, 柳川重規「米判批」比較法雑誌 46 巻 1 号 413 頁 (2012), 麻妻みちる「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』32 頁 (中央大学出版部, 2020) などがある.
  - 11) *Birchfield v. North Dakota*, 579 U.S. \_\_\_, 136 S.Ct. 2160 (2016). 本件評釈には、柳川重規「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』350 頁 (中央大学出版部, 2020) などがある.
  - 12) *Mitchell v. Wisconsin*, 588 U.S. \_\_\_, 139 S.Ct. 2525 (2019). 本件評釈には、緑大輔「米判批」判例時報 2438 号 130 頁 (2020), 君塚正臣「米判批」横浜法学 29 巻 1 号 205 頁 (2020), 柳川重規「米判批」比較法雑誌 54 巻 4 号 217 頁 (2021) などがある.
  - 13) *Kansas v. Glover*, 589 U.S. \_\_\_, 140 S.Ct. 1183 (2020). 本件評釈には、川澄真樹「米判批」比較法雑誌 55 巻 1 号 239 頁 (2021) などがある.
  - 14) *District of Columbia v. Wesby*, 583 U.S. \_\_\_, 138 S.Ct. 577 (2018).
  - 15) *Lombardo v. City of St. Louis*, 594 US \_\_\_, 140 S.Ct. 2239 (2021).
  - 16) *Kentucky v. King*, 563 U.S. 452 (2011). 本件評釈には、田中利彦「米判批」法律のひろば 65 巻 1 号 62 頁 (2012), 壇上弘文「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』372 頁 (中央大学出版部, 2020) などがある.
  - 17) *Lange v. California*, 594 U.S. \_\_\_, 141 S.Ct. 2011 (2021).
  - 18) *Fernandez v. California*, 571 U.S. 292 (2014). 本件評釈には、柳川重規「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』422 頁 (中央大学出版部, 2020) などがある.
  - 19) *Georgia v. Randolph*, 547 U.S. 103 (2006). 本件評釈には、中村真利子「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』410 頁 (中央大学出版部, 2020) などがある.
  - 20) *Samson v. California*, 547 U.S. 843 (2006). 本件評釈には、鈴木一義「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』489 頁 (中央大学出版部, 2020) などがある.
  - 21) *Caniglia v. Strom*, 593 U.S. \_\_\_, 141 S.Ct. 1596 (2021).
  - 22) *United States v. Jones*, 565 U.S. 400 (2012). 本件評釈には、土屋眞一「米判批」判例時報 2150 号 3 頁 (2012), 緑大輔「米判批」アメリカ法 [2013-2] 356 頁, 大野正博「米判批」朝日法学論集 46 号 199 頁 (2014), 眞島知子「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』247 頁 (中央大学出版部, 2020) などがある. 関連して、湯淺壘道「位置情報の法的性質—United States v. Jones 判決を手がかりに」情報セキュリティ総合科学 4 号 171 頁 (2012), 尾崎愛美「位置情報の取得を通じた監視行為の刑事訴訟法上の適法性—United States v. Jones 判決と以降の裁判例を契機として」慶大法学政治学論究 104 号 249 頁 (2015) などがある.
  - 23) *Grady v. North Carolina*, 575 U.S. 306 (2015). 本件評釈には、伊藤徳子「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』272 頁 (中央大学出版部, 2020) などがある.
  - 24) *Byrd v. United States*, 584 U.S. \_\_\_, 138 S.Ct. 1518 (2018). 本件評釈には、緑大輔「米判批」判例時報 2399 号 127 頁 (2019) などがある.
  - 25) *Collins v. Virginia*, 584 U.S. \_\_\_, 138 S.Ct. 1663 (2018). 本件評釈には、山田峻悠「米判批」比較法雑誌 53 巻 4 号 320 頁 (2020) などがある.
  - 26) *Maryland v. King*, 569 U.S. 435 (2013). 本件評釈には、原田和往「米判批」アメリカ法 [2014] 214 頁, 森本直子「米判批」比較法学 48 巻 2 号 72 頁 (2014), 堤和通「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』529 頁 (中央大学出版部, 2020) などがある.
  - 27) *Carpenter v. United States*, 585 U.S. \_\_\_, 138

- S. Ct. 2206 (2018). 本件評釈には、緑大輔「米判批」判例時報 2379 号 128 頁 (2018), 池亀尚之「米判批」アメリカ法 [2019-2] 288 頁, 柳川重規「米判批」比較法雑誌 53 巻 3 号 341 頁 (2019), 中山代志子「米判批」比較法学 52 巻 3 号 230 頁 (2019) などがある。関連して、尾崎愛美=亀井源太郎「基地局位置情報取得捜査と令状の要否—Carpenter v. United States 判決を契機として」情報法制研究 4 巻 15 頁 (2018), 中曾久雄「携帯電話の位置情報とプライバシー (2)」愛媛大学教育学部紀要 66 号 101 頁 (2019) など参照。
- 28) Herring v. United States, 555 U.S. 135 (2009). 本件評釈には、榎本雅記「米判批」アメリカ法 [2009-2] 424 頁, 小早川義則「米判批」名城ロースクール・レビュー 19 号 49 頁 (2011), 柳川重規「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』570 頁 (中央大学出版部, 2020) などがある。
- 29) Segura v. United States, 468 U.S. 796 (1984). 本件評釈には、原田保「米判批」鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第 3 巻』62 頁 (成文堂, 1989), 中野目善則「米判批」渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅳ』715 頁 (中央大学出版部, 2012) などがある。君塚前掲註 3) 論文 236 頁で触れた。
- 30) Utah v. Strieff, 579 U.S. \_\_\_, 136 S. Ct. 2056 (2016). 本件評釈には、洲見光男「米判批」アメリカ法 [2017-2] 328 頁, 緑大輔「米判批」判例時報 2322 号 144 頁 (2017), 川澄真樹「米判批」比較法雑誌 50 巻 4 号 156 頁 (2017) などがある。
- 31) 田中利彦編『アメリカの刑事判例 1』28 頁 (成文堂, 2017) [田中].
- 32) United States v. Gonzalez-Lopez, 548 U.S. 140 (2006). 本件評釈には、安井哲章「米判批」比較法雑誌 41 巻 3 号 275 頁 (2007) などがある。
- 33) McCoy v. Louisiana, 585 U.S. \_\_\_, 138 S. Ct. 1500 (2018). 本件評釈には、君塚正臣「米判批」横浜法学 28 巻 1 号 115 頁 (2019), 中村真利子「米判批」比較法雑誌 53 巻 1 号 159 頁 (2019) などがある。関連して、三和結佳「自己決定権侵害の構造的な瑕疵—合衆国最高裁マッコイ判決を中心に」常葉法学 7 巻 1 号 123 頁 (2020) などがある。
- 34) Florida v. Nixon, 543 U.S. 175 (2004).
- 35) Missouri v. Frye, 566 U.S. 134 (2012). また、弁護人の不適切な助言で答弁取引を拒否したところ、かえって不利な処分を受けた事例で、連邦最高裁は、修正 6 条の有効な弁護を受ける権利が侵害されたと判示した。Lafier v. Cooper, 566 U.S. 156 (2012). 本件評釈には、岡田悦典「米判批」アメリカ法 [2013] 179 頁, 田中利彦「米判批」法律のひろば 66 巻 9 号 65 頁 (2013) などがある。
- 36) Strickland v. Washington, 466 U.S. 668 (1984). 本件評釈には、加藤克佳「米判批」鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第 3 巻』124 頁 (成文堂, 1989), 椎橋隆幸「米判批」渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』90 頁 (中央大学出版部, 1994), 宮城啓子「米判批」憲法訴訟研究会=芦部信喜編『アメリカ憲法判例』342 頁 (有斐閣, 1998), 岡田悦典「米判批」樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』118 頁 (有斐閣, 2012), 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, スーパー・デュー・プロセス』189 頁 (成文堂, 2013) などがある。君塚前掲註 3) 論文 248-249 頁で触れた。
- 37) Buck v. Davis, 580 U.S. \_\_\_, 137 S. Ct. 759 (2017). 本件評釈には、三和結佳「米判批」常葉法学 6 巻 1 号 181 頁 (2019) などがある。
- 38) Rompilla v. Beard, 545 U.S. 374 (2005).
- 39) Andrus v. Texas, 590 U.S. \_\_\_, 140 S. Ct. 1875 (2020).
- 40) Garza v. Idaho, 586 U.S. \_\_\_, 139 S. Ct. 738 (2019). 本件評釈には、吉田有希「米判批」比較法雑誌 54 巻 2 号 212 頁 (2020) などがある。
- 41) Padilla v. Kentucky, 559 U.S. 356 (2010). 本件評釈には、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, スーパー・デュー・プロセス』246 頁 (成文堂, 2013) などがある。関連して、三和結佳「有罪答弁における不適切弁護—合衆国最高裁パディーヤ判決を契機として」コミュニティ政策研究 13 号 91 頁 (2011) なども参照。
- 42) Lee v. United States, 582 U.S. \_\_\_, 137 S. Ct. 1958 (2017).
- 43) Luis v. United States, 578 U.S. \_\_\_, 1136 S. Ct. 305 (2015). 本件評釈には、伊比智「米判批」比較法雑誌 52 巻 2 号 237 頁 (2017) などがある。
- 44) Williams v. New York, 337 U.S. 241 (1949). 本件評釈には、鈴木義男「米判批」田中英夫編『英米判例百選』152 頁 (有斐閣, 1964) などがある。
- 45) Alleyne v. United States, 570 U.S. 99 (2013). 本件評釈には、勝田卓也「米判批」アメリカ法 [2014] 218 頁などがある。このほか、八百章嘉「アメリカ量刑刑法の一断片—Apprendi 準則の動向と Alleyne 事件判決の意義」富大経済論集 60 巻 2 号 379 頁 (2014) なども参照。
- 46) Uttecht v. Brown, 551 U.S. 1 (2007). 本件評釈には、松田正照「米判批」比較法学 42 巻 3 号 249 頁 (2009), 小早川義則「米判批」名城ロースクール・レビュー 18 号 187 頁 (2010) などがある。
- 47) Ross v. Oklahoma, 487 U.S. 81 (1988). 本件

- 評釈には、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰、公平な陪審裁判』312頁(成文堂, 2006)などがある。
- 48) *Rivera v. Illinois*, 556 U.S. 148 (2009).
- 49) *Snyder v. Louisiana*, 552 U.S. 472 (2008). 本件評釈には、小山田朋子「米判批」アメリカ法[2009] 198頁, 麻妻みちる「米判批」比較法雑誌43巻4号205頁(2010), 紙谷雅子「米判批」憲法訴訟研究会=戸松秀典編『続・アメリカ憲法判例』451頁(有斐閣, 2014)などがある。
- 50) *Batson v. Kentucky*, 476 U.S. 79 (1986). 本件評釈には、橋本裕蔵「米判批」比較法雑誌20巻3号120頁(1986), 藤田浩「米判批」判例タイムズ642号51頁(1987), 宮崎英生「米判批」鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第4巻』118頁(成文堂, 1994), 小山田朋子「米判批」樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』128頁(有斐閣, 2012)などがある。
- 51) *Foster v. Chatman*, 578 U.S. \_\_\_, 136 S. Ct. 1737 (2016). 本件評釈には、井上善樹=河野明日香「米判批」法律のひろば70巻6号55頁(2017), 麻妻みちる「米判批」比較法雑誌51巻1号229頁(2017)などがある。
- 52) *Flowers v. Mississippi*, 588 U.S. \_\_\_, 139 S. Ct. 2228 (2019). 本件評釈には、紙谷雅子「米判批」アメリカ法[2020] 151頁などがある。
- 53) *Peña-Rodriguez v. Colorado*, 580 U.S. \_\_\_, 137 S. Ct. 855 (2017). 本件評釈には、勝田卓也「米判批」アメリカ法[2017-2] 333頁, 緑大輔「米判批」判例時報2362号14頁(2018)などがある。
- 54) *Tharpe v. Sellers*, 583 U.S. \_\_\_, 138 S. Ct. 545 (2018).
- 55) *Apodaka v. Oregon*, 406 U.S. 404 (1972). 本件評釈には、吉田一雄「米判批」藤倉皓一郎ほか編『英米判例百選』(第3版) 128頁(有斐閣, 1996), 丸田隆「米判批」樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』126頁(有斐閣, 2012)などがある。
- 56) *Ramos v. Louisiana*, 590 U.S. \_\_\_, 140 S. Ct. 1390 (2020). 本件評釈には、緑大輔「米判批」判例時報2456号144頁(2020), 勝田卓也「米判批」アメリカ法[2020-2] 365頁, 君塚正臣「米判批」などがある。
- 57) *Edwards v. Vannoy*, 590 U.S. \_\_\_, 141 S. Ct. 1547 (2020).
- 58) *Brady v. Maryland*, 373 U.S. 83 (1963). 本件評釈には、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅴ—二重の危険, 証拠開示』122頁(成文堂, 2015)などがある。
- 59) *Weary v. Warden*, 577 U.S. \_\_\_, 136 S. Ct. 1002 (2016).
- 60) *Turner v. United States*, 582 U.S. \_\_\_, 137 S. Ct. 1885 (2017).
- 61) *Martinez v. Illinois*, 572 U.S. 833 (2014). 本件評釈には、三明翔「米判批」比較法雑誌50巻4号145頁(2017)などがある。
- 62) *Betterman v. Montana*, 578 U.S. \_\_\_, 136 S. Ct. 1609 (2016).
- 63) *Montejo v. Louisiana*, 556 U.S. 778 (2009). 本件評釈には、清水真「米判批」アメリカ法[2010] 252頁, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, スーパー・デュー・プロセス』109頁(成文堂, 2013)など参照。
- 64) *Salinas v. Texas*, 570 U.S. 178 (2013).
- 65) *J. D. B. v. North Carolina*, 564 U.S. 261 (2011). 関連して、山口直也「脳科学・神経科学と適正手続保障—米国連邦最高裁 J.D.B. v. North Carolina 判決の検討を中心に」犯罪社会学研究42巻50頁(2017)などがある。
- 66) *Smith v. Massachusetts*, 543 U.S. 462 (2005).
- 67) *Evans v. Michigan*, 568 U.S. 313 (2013).
- 68) *Bravo-Fernandez v. United States*, 580 U.S. \_\_\_, 137 S. Ct. 1899 (2017). 但し、矛盾した評決を含むときには二重の危険の禁止に触れないまとも述べた。
- 69) *Currier v. Virginia*, 585 U.S. \_\_\_, 138 S. Ct. 2144 (2018).
- 70) *Puerto Rico v. Sanchez Valle*, 579 U.S. \_\_\_, 136 S. Ct. 1863 (2016).
- 71) *United States v. Lara*, 541 U.S. 193 (2004). 本件評釈には、浅香吉幹「米判批」アメリカ法[2005] 140頁などがある。関連して、部族の警察官が非インディアンを一時拘束・捜索することも固有の主権の下で許されるとされた。*United States v. Cooley*, 593 U.S. \_\_\_, 141 S.Ct. 1638 (2021). これは、保護区の管轄権を重視した *McGirt v. Oklahoma* 591 US \_\_\_, 140 S. Ct. 2452 (2020) の判断を尊重したものと思われる。
- 72) *Gamble v. United States*, 587 U.S. \_\_\_, 139 S. Ct. 1960 (2019). 本件評釈には、浅香吉幹「米判批」アメリカ法[2020] 83頁などがある。
- 73) *Peugh v. United States*, 569 U.S. 530 (2013).
- 74) *United States v. Haymond*, 588 U.S. \_\_\_, 139 S. Ct. 2369 (2019). 本件評釈には、勝田卓也「米判批」アメリカ法[2020] 146頁などがある。
- 75) *Holguin-Hernandez v. United States*, 589 U.S. \_\_\_, 140 S. Ct. 762 (2020).
- 76) *Jencks v. United States*, 353 U.S. 657 (1957). 本件評釈には、谷川輝「米判批」田中英夫編『英米判例百選』154頁(有斐閣, 1964)などがある。
- 77) *Michigan v. Bryant*, 562 U.S. 344 (2011). 本

- 件評釈には、中村真利子「米判批」比較法雑誌 46 卷 4 号 383 頁 (2013) などがある。
- 78) *Melendez-Diaz v. Massachusetts*, 557 U.S. 305 (2009). 本件評釈には、堀江慎司「米判批」アメリカ法 [2010] 106 頁、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅱ—証人対面権、強制的証人喚問権』229 頁 (成文堂, 2010) などがある。
- 79) *Williams v. Illinois*, 567 U.S. 50 (2012). 本件評釈には、中村真利子「米判批」比較法雑誌 47 卷 4 号 209 頁 (2014) などがある。
- 80) *Ohio v. Clark*, 576 U.S. 237 (2015). 本件評釈には、中村真利子「米判批」比較法雑誌 50 卷 3 号 376 頁 (2016)、佐藤友幸「米判批」比較法学 52 卷 1 号 119 頁 (2018) などがある。
- 81) *Williams v. Pennsylvania*, 579 U.S. \_\_\_, 136 S. Ct. 1899 (2016). 本件評釈には、土屋孝次「米判批」アメリカ法 [2017] 129 頁、小早川義則「米判批」名城ロースクール・レビュー 43 号 85 頁 (2018) などがある。
- 82) *Moore v. Texas*, 581 U.S. \_\_\_, 137 S. Ct. 1039 (2017). 本件評釈には、川澄真樹「米判批」比較法雑誌 51 卷 4 号 123 頁 (2018) などがある。
- 83) *Moore v. United States*, 586 U.S. \_\_\_, 139 S. Ct. 1826 (2019). なお、知的障害の主張をし、専門家を呼ぶことを弁護士が怠った事案は憲法違反ではないとした例がある。Dunn v. Reeves, 594 U.S. \_\_\_, 141 S. Ct. 2405 (2021).
- 84) *Ford v. Wainwright*, 477 U.S. 399 (1986). 本件評釈には、横藤田誠「米判批」判例タイムズ 642 号 55 頁 (1987)、中空寿雅「米判批」アメリカ法 [1988] 151 頁などがある。君塚前掲註 3) 論文 249 頁で触れた。
- 85) *Panetti v. Quarterman*, 551 U.S. 930 (2007). 本件評釈には、杉本一敏「米判批」アメリカ法 [2009] 187 頁、清水真「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅴ』544 頁 (中央大学出版部, 2016) などがある。
- 86) *Dunn v. Madison*, 583 U.S. \_\_\_, 138 S. Ct. 9 (2017).
- 87) *Madison v. Alabama*, 586 U.S. \_\_\_, 139 S. Ct. 718 (2019). 本件評釈には、中村真利子「米判批」比較法雑誌 53 卷 4 号 307 頁 (2020)、柑本美和「米判批」アメリカ法 [2020-2] 380 頁などがある。
- 88) *Ake v. Oklahoma*, 470 U.S. 68 (1985). 本件評釈には、井上典之「米判批」判例タイムズ 611 号 115 頁 (1986)、平澤修「米判批」アメリカ法 [1987-2] 439 頁、吉田章「米判批」渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅱ』66 頁 (中央大学出版部, 1989) などがある。君塚前掲註 3) 論文 243 頁で触れた。
- 89) *McWilliams v. Dunn*, 582 U.S. \_\_\_, 137 S. Ct. 1790 (2017). 本件評釈には、山田峻悠「米判批」比較法雑誌 54 卷 4 号 234 頁 (2021) などがある。
- 90) *Kahler v. Kansas*, 589 U.S. \_\_\_, 140 S. Ct. 1021 (2020).
- 91) *Atkins v. Virginia*, 536 U.S. 304 (2003). 本件評釈には、岩田太「米判批」ジュリスト 1237 号 233 頁 (2003)、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰、公平な陪審裁判』171 頁 (成文堂, 2006)、中野日善則「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅴ』299 頁 (中央大学出版部, 2016) などがある。このほか、城涼一「言語的弱者の司法手続上の権利保障」中央大学大学院研究年報 37 号 421 頁 (2007) などとも参照。君塚前掲註 3) 論文 249 頁で触れた。
- 92) *Brumfield v. Cain*, 576 U.S. 305 (2015).
- 93) *Glossip v. Gross*, 576 U.S. 863 (2015). 本件評釈には、永田憲史「米判批」アメリカ法 [2016] 184 頁、杉本一敏「米判批」比較法雑誌 50 卷 1 号 104 頁 (2016)、小早川義則「米判批」名城ロースクール・レビュー 38 号 141 頁 (2017)、小竹聡「米判批」法学セミナー 761 号 74 頁 (2018) などがある。
- 94) *Baze v. Rees*, 553 U.S. 35 (2008). 本件評釈には、小早川義則「米判批」名城ロースクール・レビュー 18 号 169 頁 (2010)、横大道聡「米判批」憲法訴訟研究会=戸松秀典編『続・アメリカ憲法判例』373 頁 (有斐閣, 2014)、などがある。君塚前掲註 3) 論文 248-249 頁で触れた。
- 95) *Glossip v. Gross*, 576 U.S. 863 (2015). 本件評釈には、永田憲史「米判批」アメリカ法 [2016] 184 頁、杉本一敏「米判批」比較法雑誌 50 卷 1 号 104 頁 (2016)、小早川義則「米判批」名城ロースクール・レビュー 38 号 141 頁 (2017)、小竹聡「米判批」法学セミナー 761 号 74 頁 (2018) などがある。
- 96) *Backler v. Precythe* 587 U.S. \_\_\_, 139 S. Ct. 1112 (2020).
- 97) *Barr v. Lee*, 591 U.S. \_\_\_, 140 S. Ct. 2590 (2020). これに続く 2 件目の死刑執行も許可された。Barr v. Purkey 591 U.S. \_\_\_, 140 S. Ct. 2594 (2020).
- 98) *Dunn v. Smith*, 592 U.S. \_\_\_, 141 S. Ct. 725 (2021).
- 99) *Powell v. Alabama*, 287 U.S. 45 (1932). 本件評釈には、山川洋一郎「米判批」藤倉皓一郎ほか編『英米判例百選』〔第 3 版〕108 頁 (有斐閣, 1996)、小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権、スーパー・デュー・プロセス』18 頁 (成文堂, 2013) などがある。君塚前掲註 3) 論文 242 頁で触れた。
- 100) *United States v. Briggs*, 592 U.S. \_\_\_, 141 S.

- Ct. 467 (2020).
- 101) Ring v. Arizona, 536 U.S. 584 (2002). 本件評釈には、岩田太「米判批」アメリカ法 [2003] 210頁, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁 I—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』316頁 (成文堂, 2006), 小木曾綾「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向 V』417頁 (中央大学出版部, 2016) などがある。君塚前掲註3) 論文 247頁で触れた。
- 102) Hurst v. Florida, 577 U.S. \_\_\_, 136 S. Ct. 616 (2016). 本件評釈には、緑大輔「米判批」判例時報 2304号 29頁 (2016), 山田峻悠「米判批」比較法雑誌 51巻3号 191頁 (2017) などがある。
- 103) McKinney v. Arizona, 589 U.S. \_\_\_, 140 S. Ct. 702 (2020).
- 104) Kansas v. Carr, 577 U.S. \_\_\_, 136 S. Ct. 633 (2016).
- 105) Graham v. Florida, 560 U.S. 48 (2010). 本件評釈には、永田憲史「米判批」アメリカ法 [2012] 202頁などがある。
- 106) Jones v. Mississippi, 593 US \_\_\_, 141 S. Ct. 1307 (2021).
- 107) Timbs v. Indiana, 586 U.S. \_\_\_, 139 S. Ct. 682 (2019). 本件評釈には、田中利彦「米判批」法律のひろば 73巻12号 61頁 (2020), 伊比智「米判批」比較法雑誌 54巻3号 218頁 (2020), 島田良一「米判批」撰南法学 57号 63頁 (2020), 清水潤「米判批」アメリカ法 [2020-2] 360頁, Huizenga Shawn「米判批」近畿大学法学 68巻4号 65頁 (2021) などがある。
- 108) Taylor v. Riojas, 592 U.S. \_\_\_, 141 S. Ct. 52 (2020).
- 109) Nelson v. Colorado, 581 U.S. \_\_\_, 137 S. Ct. 1249 (2017). 本件評釈には、君塚正臣「米判批」横浜法学 27巻2号 263頁 (2018) などがある。
- 110) Johnson v. United States, 576 U.S. 591 (2015).
- 111) Sessions v. Dimaya, 584 U.S. \_\_\_, 138 S. Ct. 1204 (2018).
- 112) Beckles v. United States, 576 U.S. \_\_\_, 137 S. Ct. 886 (2017).
- 113) Buren v. United States, 593 U.S. \_\_\_, 141 S. Ct. 1648 (2021).
- 114) United States v. Stevens, 559 U.S. 460 (2010).
- 115) Packingham v. North Carolina, 582 U.S. \_\_\_, 137 S. Ct. 1730 (2017). 本件評釈には、青野篤「米判批」大分大学経済論集 69巻3=4号 97頁 (2017), 大河内美紀「米判批」法学セミナー 773号 69頁 (2019), 齊藤拓実「米判批」比較法雑誌 52巻4号 99頁 (2019) などがある。
- 116) Gundy v. United States, 588 U.S. \_\_\_, 139 S. Ct. 2116 (2019). 本件評釈には、靱持麻衣「米判批」アメリカ法 [2020] 96頁などがある。
- 117) Caetano v. Massachusetts, 577 U.S. \_\_\_, 136 S. Ct. 1027 (2016).
- 118) Wilson v. Sellers, 584 U.S. \_\_\_, 138 S. Ct. 1188 (2018). 本件評釈には、君塚正臣「米判批」横浜法学 28巻2号 259頁 (2019) などがある。
- 119) Sexton v. Beaudreux, 585 U.S. \_\_\_, 138 S. Ct. 2555 (2018).
- 120) Hamdan v. Rumsfeld, 548 U.S. 557 (2006). 本件評釈には、中村良隆「米判批」アメリカ法 [2007] 138頁, 戸松秀典「米判批」憲法訴訟研究会=戸松秀典編『続・アメリカ憲法判例』434頁 (有斐閣, 2014) などがある。関連して、駒村圭吾「テロとの戦いと人身保護請」アメリカ法 [2006] 40頁, 横大道聡「Hamdan v. Rumsfeld 連邦最高裁判決が有する憲法上の意義」慶応義塾大学大学院法学研究科論文集 47号 217頁 (2006) も参照。
- 121) Hamdi v. Rumsfeld, 542 U.S. 507 (2004). 本件評釈には、中村良隆「米判批」比較法雑誌 39巻3号 201頁 (2005) などがある。関連して、今井健太郎「対テロ戦争における手続的デュー・プロセスの承認とその展開の基盤—Hamdi v. Rumsfeld 判決が示したもの」ソシオサイエンス 21巻 109頁 (2015) も参照。
- 122) 田中編前掲註 31) 書 25頁 [田中].
- 123) 最大判昭和 48年4月4日刑集 27巻3号 265頁. 本件評釈は、君塚正臣『司法権・憲法訴訟論上』第1章 (法律文化社, 2018) 参照。
- 124) 伊藤健『違憲審査基準論の構造分析』382頁表2 (成文堂, 2021) 参照。
- 125) 君塚正臣『性差別司法審査基準論』142頁 (信山社, 1996) など参照。

## 付 記

本稿は、平成30年度—令和4年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)一般「憲法訴訟論の適正手続・身体的自由への発展・展開」(課題番号18K01243)による研究成果の一部である。また、令和2年度・3年度横浜国立大学国際社会科学研究所法律系サバティカル(但し、3年度は委員等免除のみ)中の成果である。本稿では、原則として敬称は略させて頂いた。田中利彦編『アメリカの刑事判例1』(成文堂, 2017), 同編『アメリカの刑事判例2』(成文堂, 2019)及び比較法学に継続的に掲載のアメリカ刑事関係判例概観, アメリカ法に2000-2014年に掲載の座談会・合衆国最高裁判所重要判例概観などを参考にした。

## 付記2

君塚正臣「刑事手続—憲法学的検討の序として」山本龍彦=大林啓吾編『違憲審査基準—アメリカ憲法と判例の現在』227頁(弘文堂, 2018)で紹介した米判例のうち, 233頁註39のCity of Los Angeles v. Patelの「135 S. Ct. 2443」は「576 U.S. 409」に, 234頁註46のRiley v. Californiaの「134 S. Ct. 2473」は「573 U.S. 373」に, 237頁註63のFlorida v. Jardinesの「133 S. Ct. 1409」は「569 U.S. 1」に, 238頁註72のRodriguez v. United Statesの「135 S. Ct. 1609」は「575 U.S. 348」に, 註73のHeien v. North Carolinaの「135 S. Ct. 530」は「574 U.S. 54」に, 241頁註97のSouthern Union Co. v. United Statesの「132 S. Ct. 2344」は「567 U.S. 343」に, 249頁註148のHall v. Floridaの「134 S. Ct. 1986」は「572 U.S. 701」に, それぞれ差し替える。また, 233頁註35のRochin v. CaliforniaはRochin v. Californiaに訂正する。

加えて, 227頁註1のPalko v. Connecticutの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅳ—自己負罪拒否特権, (付)セントラルパーク暴行事件』78頁(成文堂, 2014)を加える。230頁註19のMichigan v. Chesternutの評釈に, 伊比智「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅵ』3頁(中央大学出版部, 2018)を加える。231頁註25のMiranda v. Arizonaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, スーパー・デュー・プロセス』121頁(成文堂, 2013)を加える。232頁註29のTennessee v. Garnerの評釈に, 山田峻悠「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅵ』124頁(中央大学出版部, 2018)を加える。註30のGraham v. Connorの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅵ—刑事免責, 実体的デュー・プロセス』223頁(成文堂, 2015)と田村泰「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅵ』135頁(中央大学出版部, 2018)を加える。註31のScott v. Harrisの評釈に, 田中利彦「米判批」法律のひろば62巻1号66頁(2009)と山田峻悠「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』204頁(中央大学出版部, 2020)を加える。233頁註35のRochin v. Californiaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅶ—刑事免責, 実体的デュー・プロセス』195頁(成文堂, 2015)を加える。同じく, United States v. Banksの評釈に, 松田龍彦「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』438頁(中央大学出版部, 2020)を加える。註38のMinnesota v. Olsonの評釈に, 安井哲章「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅵ』518頁(中央大学出版部, 2018)を加える。註39のCity of Los Angeles v. Patelの評釈

に, 柳川重規「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』542頁(中央大学出版部, 2020)を加える。234頁註44のUnited States v. Sokolowの評釈に, 伊比智「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅵ』33頁(中央大学出版部, 2018)を加える。註46のRiley v. Californiaの評釈に, 安井哲章「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』339頁(中央大学出版部, 2020)を加える。236頁註56のSegura v. United Statesの評釈に, 中野目善則「米判批」渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅳ』715頁(中央大学出版部, 2012)を加える。236頁註57のKyllo v. United Statesの評釈に, 安井哲章「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』242頁(中央大学出版部, 2020)を加える。237頁註63のFlorida v. Jardinesの評釈に, 小木曾綾「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』264頁(中央大学出版部, 2020)を加える。註67のMaryland v. Wilsonの評釈に, 柳川重規「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅵ』102頁(中央大学出版部, 2018)を加える。238頁註69のWyoming v. Houghtonの評釈に, 清水真「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅵ』366頁(中央大学出版部, 2018)を加える。註71のArizona v. Johnsonの評釈に, 壇上弘文「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』124頁(中央大学出版部, 2020)を加える(壇上弘文「米判批」比較法雑誌比較法雑誌44巻1号163頁(2010)を削除する)。註72のRodriguez v. United Statesの評釈に, 緑大輔「米判批」判例時報2294号20頁(2016)と壇上弘文「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』112頁(中央大学出版部, 2020)を加え(壇上弘文「米判批」比較法雑誌49巻3号137頁(2015)を削除する)。Heien v. North Carolinaの評釈に, 壇上弘文「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』103頁(中央大学出版部, 2020)を加える。註73のHeien v. North Carolina 239頁の評釈に, 三明翔「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅶ』75頁(中央大学出版部, 2020)を加える。註75のMichigan Department of State Police v. Sitzの評釈に, 壇上弘文「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向Ⅵ』88頁(中央大学出版部, 2018)を加える(壇上弘文「米判批」比較法雑誌比較法雑誌44巻1号163頁(2010)を削除する)。239頁註80のSpano v. New Yorkの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, スーパー・デュー・プロセス』35頁(成文堂, 2013)を加える。240頁註83のHurtado v. Californiaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅵ—刑事免責, 実体的デュー・プロセス』173頁(成文堂, 2015)を加える。註86のBallew v. Georgiaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な

陪審裁判』269頁(成文堂, 2006)を加える。註88のWilliams v. Floridaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』257頁(成文堂, 2006)を加える。註89のBurch v. Louisianaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』272頁(成文堂, 2006)を加える。註90のApodaca v. Oregonの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』265頁(成文堂, 2006)を加える。同じくJohnson v. Louisianaの評釈に, 小早川義則「米判批」同書261頁を加える。241頁註93のJ. E. B. v. Alabama *ex rel.* T. B.の評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』277頁(成文堂, 2006)を加える。註94のDuncan v. Louisianaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』248頁(成文堂, 2006)を加える。註96のApprendi v. New Jerseyの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』313頁(成文堂, 2006)を加える。242頁註103のPowell v. Alabamaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, スーパー・デュー・プロセス』18頁(成文堂, 2013)を加える。註104のFaretta v. Californiaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, スーパー・デュー・プロセス』41頁(成文堂, 2013)を加える。註105のUnited States v. Wadeの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, スーパー・デュー・プロセス』49頁(成文堂, 2013)を加える。243頁註106のMaine v. Moultonの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, スーパー・デュー・プロセス』83頁(成文堂, 2013)を加える。註108のKirby v. Illinoisの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, スーパー・デュー・プロセス』65頁(成文堂, 2013)を加える。註109のHolloway v. Arkansasの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, スーパー・デュー・プロセス』170頁(成文堂, 2013)を加える。註110のStrickland v. Washingtonの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, スーパー・デュー・プロセス』189頁(成文堂, 2013)を加える。註111のGriffin v. Californiaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅳ—自己負罪拒否特権, (付)セントラルパーク暴行事

件』157頁(成文堂, 2014)を加える。244頁註114のCoy v. Iowaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅱ—証人対面権, 強制的証人喚問権』103頁(成文堂, 2012)を加える。註115のMaryland v. Craigの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅱ—証人対面権, 強制的証人喚問権』115頁(成文堂, 2012)を加える。245頁註118のOhio v. Robertsの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅱ—証人対面権, 強制的証人喚問権』76頁(成文堂, 2012)を加える。註119のCrawford v. Washingtonの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅱ—証人対面権, 強制的証人喚問権』140頁(成文堂, 2012)を加える(小早川義則「米判批」名城ロースクール・レビュー20号57頁(2011)を削除する)。同じくTrammel v. United Statesの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅱ—証人対面権, 強制的証人喚問権』173頁(成文堂, 2012)を加える。註120のDavis v. Washingtonの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅳ—自己負罪拒否特権, (付)セントラルパーク暴行事件』177頁(成文堂, 2014)を加える。註121のGiles v. Californiaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅱ—証人対面権, 強制的証人喚問権』190頁(成文堂, 2012)を加える。246頁註129のBaldwin v. New Yorkの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』254頁(成文堂, 2006)を加える。247頁註133のGodfrey v. Georgiaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』140頁(成文堂, 2006)を加える。註136のRing v. Arizonaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』316頁(成文堂, 2006)を加える。248頁註138のRobinson v. Californiaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』121頁(成文堂, 2006)を加える(小早川義則「米判批」名城ロースクール・レビュー27号39頁(2013)を削除する)。註140のFurman v. Georgiaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』59頁(成文堂, 2006)を加える(「椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向V』iii頁(中央大学出版部, 2016)など参照。)を削除する。註141のWoodson v. North Carolinaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』51頁(成文堂, 2006), 小早川義則「米判批」『デュー・プロ

セスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, 『スーパー・デュー・プロセス』312頁(成文堂, 2013)を加える。同じくRobert v. Louisianaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, 『スーパー・デュー・プロセス』323頁(成文堂, 2013)を加える。註142のGregg v. Georgiaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ—弁護人依頼権, 『スーパー・デュー・プロセス』293頁(成文堂, 2013)を加える。249頁註143のWilkerson v. Utah; *In re Kemmler*の評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』33頁及び35頁(成文堂, 2006)を加える。註144のThompson v. Oklahomaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』155頁(成文堂, 2006)を加える。註145のStanford v. Kentuckyの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』159頁(成文堂, 2006)を加える。註146のFord v. Wainwrightの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』150頁(成文堂, 2006)を加える。註147のPenry v. Lynaughの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』163頁(成文堂, 2006)を加える。註148のAtkins v. Virginiaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』171頁(成文堂, 2006)と中野日善則「米判批」椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向V』299頁(中央大学出版部, 2016)を加える(参考文献の小早川義則「デュー・プロセスと精神遅滞犯罪者への死刑」桃山法学3号112頁(2004)を削除する)。註149のRoper v. Simmonsの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』180頁(成文堂, 2006)を加える。250頁註150のEnmund v. Floridaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』143頁(成文堂, 2006)を加える。

註151のCoker v. Georgiaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』135頁(成文堂, 2006)を加える。註156のSolem v. Helmの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』202頁(成文堂, 2006)を加える。註159のEwing v. Californiaの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ—残虐で異常な刑罰, 公平な陪審裁判』223頁(成文堂, 2006)を加える。251頁註162のGreen v. United Statesの評釈に, 小早川義則「米判批」『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅴ—二重の危険, 証拠開示』46頁(成文堂, 2015)を加える。

また, 今後の活用のため, 228頁註6掲載の評釈につき, 「上田健介「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第6版〕252頁(有斐閣, 2013)」は「判批」井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選』〔第10版〕233頁(有斐閣, 2017), 上田健介「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第7版〕244頁(有斐閣, 2019)」に差し替える。

同様に, 227頁註3の「『アメリカ憲法入門』〔第7版〕358頁(有斐閣, 2012)」は「『アメリカ憲法入門』〔第8版〕369頁(有斐閣, 2018)」に差し替える。併せて, 229頁註15の「358頁」は「369頁」に差し替える。229頁註13の「『日本国憲法論』336頁(成文堂, 2011)」は「『日本国憲法論』〔第2版〕373頁(成文堂, 2020)」に, 註14の「第6版247頁(2015)」は「第7版256頁(2019)」に, 註81の「〔第4版〕27頁(三省堂, 2017)」は「〔第5版〕29頁(三省堂, 2020)」に差し替える(併せて, 本文の「行ったり」は「いったり」に変更する)。229頁註16の「田中利彦編『アメリカの刑事判例1』(成文堂, 2017)」の後に「, 同編『アメリカの刑事判例2』(成文堂, 2019)」を追加する。また註123は重複であったので, 該当本文を移動の上, 削除して欠番とする。

[きみづか まさおみ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授]

